

## 第 1 3 回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成 2 2 年 5 月 3 1 日(月) 1 3 時 1 5 分～1 5 時 3 0 分
2. 会 場 阿賀町役場 3 階第 3 会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員  
町側 長谷川副町長、渡部総務課長、眞田行政管財係長、佐藤主事
4. 議案
  - 抽出事案の説明・審議について
  - 抽出事案
    - ・制限付一般競争競争入札
      - ①阿賀町汚泥再生センタープラント機器修繕工事第 2 期分
      - ②農産物加工センター機械設備及び將軍亭改修工事
      - ③森林管理道行地五十沢線(行地工区)開設工事
    - ・指名競争入札
      - ④Y O U & 湯ホテルみかわプール通路設置工事
      - ⑤向堰場排水路整備工事
      - ⑥地域活動総合支援センター本体工事
      - ⑦町道角神線側溝蓋設置工事
    - ・随意契約
      - ⑧三川診療所スプリンクラー設置工事
      - ⑨みかぐら荘昇温ボイラー交換工事
    - ・その他資料
      - ・平成 2 1 年度建設工事平均落札率比較表
      - ・再入札実施案件の入札額の比較 1 件
      - ・落札率 9 5 % 以上全事案の入札額と差額の比較 9 件
  - その他
5. 会議録 別紙のとおり



説明・答弁	質問・意見
<p><b>沢田委員長</b>            続いて事務局に「様式1から様式6」までの説明を求めた。</p> <p><b>眞田係長</b>            「様式1から様式6」までと、「落札率95%以上事案の入札額との比較一覧」、「再入札実施案件の入札額の比較一覧」、「契約方法ごとの平成21年度全般における平均落札率比較表」を説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b>            ご質問ご意見ありませんか。</p> <p><b>渡部総務課長</b>            ご指摘のとおり、引き上げ後の落札率の上昇は事実であることから、財政面も含め</p>	<p>制限付一般競争入札は、1業者によるもの。落札率が高いもの。契約金額が一番大きいもの。指名競争入札では再入札を行ったもの。高落札率のもの。契約金額の大きいもの。失格業者数が多かったもの。随意契約では、1社随契なのに落札率が低いもの。随意契約なのに予定価格以下の見積業者が2社あったものを抽出した。</p> <p><b>鷲尾委員</b>            平成21年度の平均落札率比較表の推移を見ると、昨年8月の最低制限価格設定率の引き上げ後に全体的に落札率が高止まりにシフトした。これまで入札監視委員会で提案しチェックしてきたものと逆行することなので、この良否については町としての明確な姿勢が必要。個人的には国県からの要請を考慮する必要はないと思う。</p> <p><b>沢田委員長</b>            落札率が5%上昇するということは年間にすると大きな金額となる。町の財政に与える影響も大きい。国・県の指導だから高止まりでも良いという説明では明確な理由とは言えない。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>て総合的に検討していきたい。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>他に質問意見がないことを確認し、様式7の入札方式ごとの説明を事務局に求めた。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>様式7のうち、「制限付一般競争入札」の4件について説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>予定価格に比較して、概ね1割程度の差であれば、不落随意契約の手続となる。それ以上の場合は改めての入札執行となる。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>施設管理点検をお願いしている業者からの見積が積算根拠と聞いている。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>そのように聞いている。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>特殊な施設の修繕の場合は、随意契約で施工者への発注が多いが、町では競争性の観点から入札できるものは入札でという</p>	<p><b>鷲尾委員</b></p> <p>①の事案の入札は1社で行われたようだが、この業者が予定価格より高い金額で入札をした場合の取扱はどのようになるのか。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>工事内容からすると特殊施設の修繕内容となっている。入札は形式的なもので、本来は随意契約的な要素をもった入札だったのではないか。このような場合の設計積算についてはどのようにしているのか。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>今回の場合は応札のあった1社か。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>このような場合はその見積は適正なのか。特殊な施設の修繕については、いわば業者側の言い成りなわけだから、入札金額に対しての牽制は必要と思うが方法はあるのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>考え方でやっている。入札公告すれば、業者側も参加業者数がわからないし、事前に積算内訳書を用意してくることから、ご意見の入札金額への牽制にも繋がるものと考えている。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>公告の方法及び期間については、関係規則等に従ってやっている。</p> <p><b>渡部総務課長</b></p> <p>町側としては、最低でも 3 者程度の参加業者数は確保したいと考えている。公告の中で定める参加地域で、ある程度の業者数があることを前提に参加地域を設定している。ただ、その中で何社が入札参加していただけるという話はまた別問題だ。</p>	<p><b>鷲尾委員</b></p> <p>1 社の場合でも入札額に競争性があることは理解できたが、積算根拠となる業者からの見積金額の妥当性についてのヒアリングや検証の必要性を感じる。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>公告の方法等に改善できる部分はないのか。公告周知期間不足等により参加業者が少ないのではないのか。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>その点は承知しているが、過去の特殊な工事についても 1 社～3 社程度の少数の業者で入札執行していることから公告の方法について検討できないか。参加業者を多く募るための改善策は他にないのか。例えば参加地域制限を全国に拡大する方法とかが考えられる。参加地域に請負える業者が少ないことが分かっているの公告については疑問を感じる。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>参加業者数を多く確保する必要性を会計検査等でも指摘されるのではないか。内容的には随意契約と何ら変わりがない状況だから検討の余地はあると思う。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p><b>渡部総務課長</b></p> <p>特殊な施設の施工は、大手プラントメーカーが受注する場合が多い。当然そのような特殊施設は特許等もあることから、その維持管理や修繕については、受注メーカーか関連企業しか受注できないという事実はある。このようなことから公告しても参加しないということもあるのかも知れない。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>1 社の場合の競争性の確保については先ほど説明したとおりだが、結果的に 1 社の申込みしかなかったということで、1 社入札を想定して公募をしているわけではないのでご理解いただきたい。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>特殊な工事の場合は、町側も受注可能な業者を全て把握しているわけではないので、公募業者数については想定できない部分だ。</p> <p><b>眞田係長</b></p>	<p><b>関塚委員</b></p> <p>いずれにしても、1 社での入札は感心しない。今回のような工事は修理のできる業者は沢山いるが、このエリアはこの業者に任せるといったような業者間での取り交わしがありそうな気がする。</p> <p><b>関塚委員</b></p> <p>たとえ公募の結果であったにしても 1 社での入札執行はいかなものか。数社を対象とした見積合せの随意契約のほうがまだ競争性があるのではないか。</p> <p><b>伊津委員</b></p> <p>結果論ということであれば、ある程度の公募結果が想定でき、少数の申込みしかないと思われる場合は指名競争入札にするとか、随意契約で行った方が有効なのではないのか。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>国・県では受注可能な業者リストのようなものはないのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>照会したことはないが存在しないと思う。</p> <p><b>眞田係長</b>        ごみ焼却施設の維持修繕も含め、清掃施設等の修繕は随意契約での執行が多い。理由については関連メーカーしか修繕できない部分であることからの理由。今回の場合は、関連メーカーでなくても修繕できる工事ということで、制限付一般競争入札で行ったもの。</p> <p><b>眞田係長</b>        過去には事例はない。</p> <p><b>眞田係長</b>        自治法施行令では、こうした場合は、随意契約で執行してよいということになっている。ご意見のとおり特定の業者しか施工できないのに入札公告をしても意味がないと言われればそのとおりでもあるが、町としては、入札執行できるものは入札にて執行したい考えだ。</p>	<p><b>五十嵐委員</b>        結果的には随意契約で執行してもいい案件だ。</p> <p><b>伊津委員</b>        入札監視委員会で、随意契約方式以外で清掃施設が取り上げられたのは、初めてのことと思うが、逆になぜ随意契約で執行しなかったのか。</p> <p><b>沢田委員長</b>        入札公告には、「入札参加者が少数で競争性が確保されないと判断される場合は入札を中止することがある」と記載があるが、1社入札の場合で中止した事例はあるのか。</p> <p><b>伊津委員</b>        今回は経験事例として次回からは契約方法を検討するべき。</p> <p><b>鷲尾委員</b>        従来、随意契約で執行していたものを入札したということについては評価できる。随意契約についてはなくす方向で町が考えているとすれば競争性を高めることに繋が</p>

説明・答弁	質問・意見
<p><b>眞田係長</b> 担当課と協議して検討したい。</p> <p><b>沢田委員長</b> 他に質問はありませんか。</p> <p><b>眞田係長</b> 設備される機械は、餅つき機や豆腐製造機等だが、特殊な機器の上、機種が指定してあるため、同額の見積となったと思われる。</p> <p><b>沢田委員長</b> 他に質問、意見がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p><b>眞田係長</b> 様式 7 の「指名競争入札」4 件について説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b> 事案ごとに質問意見をお願いします。はじめに④の案件についてご質問ご意見ありませんか。</p>	<p>る。ただ、積算根拠とする見積の段階で、業者から提出された見積をそのまま採用するのはいかがなものか。今後は過去の修繕工事等を検証して、その見積が適正なものなのかを判断できるノウハウの蓄積が必要だ。</p> <p><b>鷲尾委員</b> ②の工事だが、積算内訳書の比較表の直接工事費に占める機械設備の割合が半分以上だ。その中で機械設備工事明細は7社同額の見積となっているが推測されることは何か。</p> <p><b>鷲尾委員</b> たとえ推測のとおりだとしても、このような場合は聞き取り調査をすべき。それでそのとおりなのであればいいわけで、時間的に大変だと思うが、是非取り組んでいただきたい。</p> <p><b>鷲尾委員</b> ④は金額が小さいからなのかもしれない</p>



説明・答弁	質問・意見
<p><b>眞田係長</b></p> <p>ご指摘のようなことを防止する意味で、他の大きな自治体では同一入札に参加した業者間の下請負を禁止しているところもある。阿賀町の場合は、業者数が少ないため、そのような措置は取れない。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>続いて⑤の案件についてご質問ご意見ありませんか。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>現場の状況が悪いと聞いている。業者側も利益が少ないことから、高落札率になったもの推測される。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>続いて⑥の案件についてご質問ご意見ありませんか。</p>	<p>が、入札額に規則性が感じられる。再入札まで行ったのに、予定価格を満たしているのは1社だけだ。初めから落札者が決まっているとしか思えない結果となっている。検証の必要性がある。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>このような場合は、初めから落札する業者、下請負に入る業者が事前に決定している場合がある。阿賀町の場合の現状はどうなっているか。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>落札率が高い。入札結果からすると競争性が感じられない事案だ。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>積算内訳書を比較すると、A社は直接工事費が一番安いのに諸経費を他社に比較して一番高く計上し落札できなかつた。また、各社の工種ごとの積算金額を比較すると大きく違う部分が見受けられる。また、町の積算に比較して大きく違う部分もある。このようにあまりにも相違があるときはヒアリングを実施すべきではないのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p><b>眞田係長</b></p> <p>諸経費の計上方法については工種ごとに一部経費を含む場合と一括で経費を計上する場合があるので、工種ごとの比較や、諸経費のみの比較で金額差が大きいからといって不自然とは言えない部分もある。特に建築の場合は資材単価を見積積算する部分が多く、相違する場合も見られるようだ。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>この工事は、建築一式のA級工事で、本来の発注方式から言えば、A級業者しか参加できない工事。従って、指名委員会へは総合評価方式での提案をした。しかし、指名委員会では、地元業者では建築A級登録業者はいないことから、総合評価方式でのA級業者を対象とした制限付一般競争入札の発注方式よりも、工事内容が木造平屋建ての一般工法であることや緊急経済対策の趣旨・効果からしても、地元業者への発注が望ましいとの判断から、町内B・C級の建築一式登録全社を対象とした指名競争入札を選定したもの。</p> <p><b>渡部総務課長</b></p> <p>指名の各社は、町内集会所の建築工事の受注実績もあり、今回の工事は規模が少し大きいだけの一般建築工事なので施工可能と判断した。</p>	<p><b>五十嵐委員</b></p> <p>従来の説明では、積算ソフトが普及しているから町の積算に類似してきているとのことではなかったのか。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>指名審査委員会の会議録を見ると、この案件は当初総合評価方式で行う予定だったものを指名委員会で指名競争入札に変更した経緯があるようだが説明願いたい。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p><b>沢田委員長</b></p> <p>他に質問、意見がないことを確認し、続いて⑦の案件についてご質問ご意見を求めた。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>この工事は、大部分を製品費が占めている工事であることや、既成品であることから積算価格と仕入れ価格に相違があったものと思われる。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>町の積算根拠については、建設物価等に基づく県内自治体共通の積算システムで算出している。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>当然最新のものを使用している。ある程度の流通価格との差が生じるのはやむをえないと思う。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>ご意見のとおり、金額の小さい事案に最低制限価格を設定した場合、このようなことが起こりうる可能性は否定できない。失格率で言えば、一般競争入札の場合は入札事案の30%程度で失格案件が出ている</p>	<p><b>伊津委員</b></p> <p>8社中5社が最低制限価格を下回り失格となっていて、その原因が製品費の単価が町の設計に比較して業者側の単価が安価であったからとの理由だが詳細について説明願いたい。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>既製品で流通量が多いものは安く取り扱っているものもある。町の積算方法に問題があったということではないのか。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>実勢価格は毎月変わっている。調査して使用するべきではないのか。</p> <p><b>伊津委員</b></p> <p>最低制限価格を設定するのが適切かという議論になる。最低制限価格を設けることが工事品質の保証であるとしても、この案件の場合、最低制限価格制度は機能しているとは言えないのではないのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>が、指名競争入札だと7%の割合となっている。500万円未満の指名競争入札での最低制限価格制度の運用については、検討の必要性を感じている。</p> <p><b>渡部総務課長</b> 少額工事については、今後運用について検討したい。</p> <p><b>眞田係長</b> シュミレーションしたものを別冊に付けておいたが、一番低い価格で入札したA社は失格となるが、落札者は次に低い価格で入札したB社となり、実際に落札したC社と比較して落札率は3%ほど下がる。</p> <p><b>長谷川副町長</b> 現時点では更にいろいろな観点から検討の必要性を感じている。運用については町議会も含め多方面からご意見を伺いたいと考えている。</p> <p><b>沢田委員長</b> 他に質問、意見がないことを確認し、次の随意契約案件の説明を事務局に求めた。</p> <p><b>眞田係長</b> 様式7の「随意契約」2件について説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b> ご質問ご意見ありませんか。 ないようですので、その他資料として提出させている、変動型最低制限価格制度をシュミレーションしたものを説明願いた</p>	<p><b>五十嵐委員</b> この事案のような小さい工事で、原因がはっきり分かっているのに、あくまでも制度があるからということで画一的に運用するのはいかがなものか。</p> <p><b>沢田委員長</b> 変動型最低制限価格制度を運用した場合はどのような結果となるのか。</p> <p><b>沢田委員長</b> 変動型最低制限価格制度の運用試行は考えているのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>い。</p> <p><b>眞田係長</b> 資料に基づき説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b> ご質問ご意見ありませんか。</p> <p><b>眞田係長</b> 先ほどの副町長の発言のとおり、運用についてはまだ課題も多い。慎重かつ総合的に検討したい。</p> <p><b>沢田委員長</b> 他に質問・意見のないことを確認して、先回の会議で決定できなかった第16回委員会の日時について協議をお願いした。</p> <p><b>沢田委員長</b> その他全般にわたり質問・意見のないことを確認して会議を終了した。</p>	<p><b>鷲尾委員</b> 説明では運用した場合、入札会場での最低制限価格の算出が困難なことや入力間違いの可能性、また落札決定まで時間を要するとのことだが、多少の時間がかかったとしても導入すべきと考える。</p> <p><b>五十嵐委員</b> 初めからPCに算定式を用意しておき、入札額を入力するだけにしておけば、そんなに時間を要するものではないと思う。</p> <p><b>沢田委員長</b> ぜひ実施できるように検討するべきと考える。</p> <p><b>第16回入札監視委員会は、平成23年3月1日(火)午後1時15分からと決定した。</b></p>